

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	医療法人 恵生会 吉野医院						
所在地	久喜市東五―六― 四〇						
サービス種類	訪問看護	訪問リハビリテーシ ョン	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビ リテーション	介護予防居宅療養管 理指導	訪問看護
休止年月日	平成二十七年三月三 十一日						
医療法人賢佑会 野クリニック訪問看 護ステーション	特定非営利活動法人 介護サークルかがや き						
河東松山市沢口町八 野	川口市安行領根岸 一九三八―四						
平成二十一年九月一 日	平成二十七年四月一 日						